

プレゼンテーション及びヒアリング実施要領

(次期八戸市総合計画策定プロモーション支援業務委託提案募集要領に係るプロポーザル)

1. 趣旨

本要領は次期八戸市総合計画策定プロモーション支援業務委託提案募集要領に係るプロポーザルにおいて、プレゼンテーション及びヒアリングの実施に必要な事項について定めるものとする。

2. 対象者

プレゼンテーション及びヒアリングは、同募集要領への申込をした者を対象に実施する。

3. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日時

令和7年6月26日(木)

※タイムスケジュール、順番等を含め、6月20日頃に案内します。

(2) 実施場所

八戸市庁予定

(3) 順番

申込みの受付が遅かった者から順に実施する。

なお、終了した者は終了次第、速やかに解散すること。

(4) 出席者

計3名とする。

(5) 実施方法

- ① プレゼンテーション及びヒアリングは、先にプレゼンテーションを受けた後、選定委員がヒアリングを行う。
- ② プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で行う。
- ③ 1者もしくは1グループにつきプレゼンテーションは15分以内、選考委員によるヒアリングは20分以内とする。
- ④ 準備及び片づけは各10分以内に行うものとする。

(6) 留意事項

- ① プレゼンテーションにあたっては、パソコン及びプロジェクターの使用を認める。
- ② 機材について、パソコンは申込者が持参すること。プロジェクター(エプソン(型番 EB-W06))は選考会側で用意するが、万一の不具合に備え、申込者も1台は持参すること。当日はどちらを使用しても構わない。スクリーン(100インチ)は選考会側で用意する。
- ③ プレゼンテーション時の投影においては、予め提出した提案書の内容以外の投影を禁止とする。
- ④ プレゼンテーション開始時刻に遅刻した場合は失格とする。ただし、大規模災害、公共交通機関等の事故等によりやむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- ⑤ プレゼンテーションは選考会進行役の指示に従い実施するものとする。
- ⑥ プレゼンテーションの時間計測は選考会進行役にて行い、プレゼンテーションの終了5分前からその旨を告知する。
- ⑦ プレゼンテーションは日本語で実施することとする。
- ⑧ 不正なプレゼンテーション等が行われるおそれがあると認めるとき、又は天災地変その他やむを得ない理由が生じたときは、本実施を中止し、又は実施日を延期することがある。

【お問合せ先】

八戸市 総合政策部 政策推進課 政策推進グループ

住 所：〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号

電 話：0178-43-9233

Eメール：seisaku@city.hachinohe.aomori.jp